

# 国道一五三号凍結防止剤スリップ事故

## 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

### 国道一五三号凍結防止剤スリップ事故

#### 損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成二二年五月二四日

名古屋地方裁判所 請求棄却（確定）

#### 1 事件の概要

本件は、原告が運転する普通乗用車が一般国道一五三号を走行中、伊勢神トンネル足助町側坑口付近で進路右側にスリップして路外に逸脱し、大破した（以下「本件事故」という。）ことにつき、国の道路設置、管理に瑕疵があったとして、国家賠償法第二条に基づき損害賠償請求をしたものである。

#### 2 原告の主張

原告車両が本件事故現場でスリップしたのは、被告が本件事故現場付近の道路（以下「本件道路」という。）に凍結防止のためと称して特段法令に根拠も有さず、塩化カルシウムの粉末を大量に用

意し、これを通行者に自由に散布させ、このため本件道路がスリップしやすい状態になっていたにもかかわらず、滑り止め加工をしたり、注意を促す標識を設置する等のスリップ防止措置を講じていなかったためであり、また、スリップした原告車両が路外に逸脱し、大破したのは、本件道路の進路右側に設置されていたガードレールに本件事故現場付近で切れ目があり、一部原告車両に接触したガードレールの先端部分が原告車両に突き刺さるような形状となっていたからである。よって、本件事故は、被告の道路設置、管理に瑕疵があったことによるものであるといえる。

また、トンネルを出てまもなくの位置に存する本件事故現場は、最高速度が三〇キロメートルに制限されているが、トンネル内の制限速度は五〇キロメートルであり、運転者に本件事故現場直前で急激な減速を強いることになるのであるから、道路管理者は予め減速の予告をすべきであった。しかるに、何ら予告をせずに速度規制を行っていた被告には、道路管理上の瑕疵があったものとい

える。

#### 3 判決の要旨

本件事故は、被告の道路管理に瑕疵があったことによるものではなく、原告の運転速度、ハンドルの操作の過誤によったことが推認される。よって、原告の請求は、理由がないから棄却す

#### 4 判決のポイント

##### ① 凍結防止剤散布について

原告は、被告が本件道路の凍結防止対策として、凍結が予想される箇所に予め凍結防止剤（塩化カルシウム）の保管場所を設置し、被告及びその指示を受けた業者がこれを使用するのみならず、通行車両の運転者等が任意に散布することを容認していたことにつき、法令に根拠がないことを問題とするが、当該行為は被告が道路管理権に基づいて行っているものと認められ、必ずしも個々の薬剤の種類、散布方法まで具体的に国会による立法を待たずとも行うことができることは特段法治主義の原則に反しないものというべきである。また、原告は、右薬剤の散布により、路面がすべりやすくなったこと及びこれに対して被告がスリップ防止のための措置を何ら講じていないことを問題とす

るが、右薬剤を散布することにより、融点が下がり、降雪があっても道路が凍結せず、融雪の状態であるから、少なくとも降雪前よりは道路の摩擦度が低下することは推認できるが、このような状態は、天候の変化に伴い常に生じるものであり、道路管理者が右薬剤を散布するに当たり、砂を混ぜたり、道路の摩擦度を高めるための表面加工をしたり、まして、通行規制等をするまでもなく、各運転者において運転速度、運転方法を当該状況に応じたものに改めることにより対処することができる範囲のものであると認められる。

よって、被告の道路設置、管理に瑕疵があったとは認められない。

## ② ガードレールの設置、管理の瑕疵について

原告は、本件道路に設置されていたガードレールに切れ目があったことを問題としている。しかし、ガードレールの設置及び管理は、従前の事故等の分析をもとに定められた防護柵設置要綱等の基準に基づいてなされているところ、右基準等においては、本件道路のように道路両側が切土となっている箇所や路外と同一平面の箇所にはそもそもガードレールを設置することは好ましくないとされている。原告車両が路外に逸脱した時に接触したガードレールは当該箇

所に沢があったことから部分的に設置されたものであるところ、これが右基準等に違反するものであるとは認められない。そして、本件全証拠によってもガードレールの設置、管理について定めた右基準等に不十分な点があったとは認められないことから、よって、本件事故現場付近のガードレールの設置、管理に瑕疵があったとは認められない。

また、原告は、路外逸脱時に接触したガードレールの形状も問題とするが、本件事故のように対向車線への逸脱事故はその形状の如何によつて回避できるものではなく、この点に関する原告の主張は採用できない。

## ③ 速度規制について

原告は、本件道路の速度規制について、本件事故現場直前で運転者に急激な減速を強いているにもかかわらず、それを予告する表示がないことにつき、被告の道路管理に瑕疵があった旨主張する。しかし、トンネル内の制限速度は、原告は五〇キロメートルである旨主張するが、証拠によると四〇キロメートルであると認められ、本件事故現場の制限速度が三〇キロメートルであることから急激な減速指示とまではいえない。

なお、速度規制は、そもそも、公安委員会の

所轄事項であり、被告のなしうることではないことから、これをもって被告の道路管理上の瑕疵を主張することはできない。

以上の理由から、本件事故は被告の道路設置、管理に瑕疵があったことによるものではなく、原告の本件運転時の運転速度、ハンドル操作等の過誤によつたことが推認される。